

秋田県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年11月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	秋田岩見船岡線	秋田市千秋公園202番20		13.00～25.00	0.064
	新	秋田岩見船岡線	A	秋田市千秋公園202番20	13.00～25.00	0.064
			B	秋田市千秋公園202番20から51番5まで	18.00～38.00	0.040

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年11月1日から同月14日まで